補助金交付決定の行政処分性

――判例の統一的整理と傾向分析の試み――

松塚晋輔

目 次

はじめに

- 1 補助金の概念
- 2 補助金適正化法
- 3 判例の整理
- 4 判決からの行政処分性判断の要素抽出例
- 5 申請権と要件・手続
- 6 規則十分説
- 7 大量反復性
- 8 委任の基準
- 9 不服申立ての許容性

おわりに

はじめに

行政処分性の有無を検討するに当たって、かなりてこずるのが、公的資金の交付決定についてである。本稿は補助金交付決定の行政処分性をめぐる判例を整理し、その傾向を分析することを試みる。判例は昭和 40 年代以降のものを対象とする。それを、法律・条例の規定の有無、規則の規定の有無、要綱の規定その他の有無、補助金制度の社会福祉性、不服申立ての許容性、交付決定の行政処分性という統一的視点で縦断的に判例を整理していく。著

者の能力と全体の構成との関係で、判決は網羅的には提示できず、また表の 判決の紹介も一部にとどめる。

判例整理の意義としては、第1に、補助金交付決定の行政処分性を判断するには、総合的な根拠の考察が必要であることが多く、諸要素を表から簡単に読み取り可能になることである。あたかもダイヤモンドや曜変天目茶碗は一側面を見るのではなく、全ての側面をもって鑑賞鑑定するようなものである。第2に、行政処分性を肯定した判決、否定した判決の根拠を探る場合、各判決の摘示する要素を並べることで、正確な判例比較に役立つことである。各判決で行政処分性の判断が異なるのはなぜかを調べる場合、断片的にそれぞれの要素を挙げるのは十分でないし、誤解を招く。各判決の行政処分性判断の要素を精査し、類似した判決同士を選んで比較検討をすべきである。行政処分性判断の要素が全く異なるもの同士を比較検討しても生産的ではない。このように、本判例整理は補助金研究の基礎的データとして利用できるであろう。

ところで、交付決定の行政処分性(抗告訴訟の対象性)を否定されても、 当事者訴訟(行政事件訴訟法 4条)や民事訴訟で救済の途があれば、行政処 分性を探ることの意味は半減するであろう。しかし、今日でも抗告訴訟がよ り適した争訟形態であることは一般に認められている⁽¹⁾。従って、行政処分 性を論じることの意義はまだまだ維持されている。

なお、住民訴訟における行政処分の概念が、抗告訴訟のそれと同じなのか 異なるのかという問題がある点に注意しなければならない。通説は同一説を とっているが⁽²⁾、有力説は両者を別のものととらえる⁽³⁾。本稿では、調査対 象を広くするため、住民訴訟の裁判例も併せて整理するが、住民訴訟である ことは表中に明示する。

1 補助金の概念

補助金概念は、学説上一致していない(4)。

まず、実定法を見てみる。補助金適正化法2条1項によると、補助金等とは、国が国以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるもの、と定義している⁽⁵⁾。これについては、補助金等の定義に「補助金」の語がくり返されており、いまだ補助金の定義付けがされているとはいえない。また、この補助金等は、地方公共団体が私人に交付している補助金を含まない点、本研究には狭すぎて相応しくない。

続いて、学説を見ると、補助金とは「行政主体が行政客体の一定の行為を遂行することを推奨ないし促進するために行政客体に与える現金的給付」と 定義するものがある⁽⁶⁾。

その他にも、補助金とは「相手方の一定の行為を促進する目的をもって資金を交付し、相手方が予め指定された用途に供して目的を達成した場合は返還することを要しない資金である」(7)とするものがある。

ここでいう「公共目的の促進」という目的は、「相手方の一定の活動を促進する」ことであるから、公的扶助や社会保険給付は一応除外されるとする⁽⁸⁾。これらは、「私人に直接に支払われる社会保障的諸給付」⁽⁹⁾であるところ、社会保障的諸給付の場合、「行政客体の行為は特定性を欠いた生活一般であって行政客体の一定行為の促進ないし嚮導という共通のメルクマールでこれをくくることはできない」という訳である⁽¹⁰⁾。

「ただし、社会保障又は社会福祉の目的で、補助金方式が活用されることも当然ありうる」として、「例えば、老人家庭の電話の設置について、設置費の一部を助成する場合など」が挙げられている⁽¹⁾。その他、「社会保険による給付および公的扶助としての給付のなかでも子育て支援のため等のように使途の特定されているもの」をも補助金に含めるものがある⁽¹²⁾。公による

4 京女法学 第12号

就学支援のための給付も、相手方の一定の行為を促進する目的を有する点、 社会保障とは異なる側面があり⁽³⁾、比較素材としても調査事例とする。

従って、本稿の調査対象としては、個人への資金支給をも対象としつつも⁽¹⁴⁾、純粋な社会保障法の制度における交付決定は除外する。つまり、特定性を欠く資金支給は検討の対象外となる。この点、青少年団体の活動への補助金、障害者雇用促進のための事業者への補助金などは社会福祉的意義があるところ、純粋な生活保障上の給付とは言い難いし、使途の定められた公的資金助成(社会保障給付は使途は不特定である)である点、補助金概念から排除しきれないので、補助金交付の調査事例としている。もっとも、補助金の判例を特徴付けるため、対比として社会保障の判例(表の参照判決)を持ち出すことはある。

2 補助金適正化法

補助金適正化法が適用される補助金関係について、交付決定、返還命令等は行政処分であるとするのが通説である^[5]。

また、「国の補助金交付について行政行為という行為形式以外に行政契約(補助金契約)という行為形式が許容されていると説く見解もあるが(…)、国の補助金については補助金契約(利子補給契約等、…)によるものも処分性のある行為とみなすのが、同条同項の趣旨とみるべき」⁽¹⁶⁾との見解がある。これに対して、少数説であるが槇重博は、行政処分とはとらえず、官庁内部の予算執行手続の一段階にすぎないとする⁽¹⁷⁾。

説明の仕方として、山田幸男は補助金適正化法による補助金交付について「行政処分であると同時に補助金契約の締結行為であるという複合的構造をもつ」ものと解釈する⁽¹⁸⁾。成田頼明は「相手方の申請・同意を要する行政行為」であるとする⁽¹⁹⁾。また、塩野宏氏は、適正化法は私法上の贈与契約に対する公法的特則(交付決定、取消し等)を定めているのであって、このような特

別の法律がなければ、私法上の負担付贈与契約であると解する²⁰。適正化法の補助金交付決定を形式的行政処分としてとらえるものもある⁽²¹⁾。

ともあれ、補助金適正化法の適用を受けない地方公共団体による補助金交付をどのように見るかが大きな争点であって、なかでも条例の根拠がなく、 規則や要綱によって行われる交付決定の行政処分性の有無である²²。

3 判例の整理

(1) 表の整理法

ここで、判例を整理した表を掲示する。各判決を統一的視点で整理したものである。交付決定等(返還命令や認定を含む)に関して「法律・条例」²³、「政令・省令・規則」、「要綱その他」のいずれに規定されているか、補助金制度に「社会福祉性」があるか、「不服申立許容性」があるか、判旨は「行政処分性」を肯定したか、を各判決から読み取って〇×△で表示している。

「要綱その他」には、要綱で交付の要件や手続が規定されている場合や、 明文規定はないものの、実務上、不服申立ての教示等が行われている場合を 含めて整理する。

また、社会福祉的な意義のある補助金でも、団体・法人に支給される場合、個人への支給でない点に鑑み、「社会福祉性」は×として表示し、事業者又は団体への助成金であることを併記する。よって、○は社会福祉性があり、同時に個人への支給であることを意味する。

(2) 記号の定義

(a) ○は次のことを示す。

「法律・条例」、「政令・省令・規則」又は「要綱その他」に交付の要件・手続の規定がある場合。あるいは、「要綱その他」で行政処分性が前提とされている場合。「要綱その他」は実務での扱いを含む。また、補助金に「社会福祉性」がある場合。さらに、行政側に「不服申立許容性」がある場合。

6 京女法学 第12号

不服申立ての教示があれば、「教示」と併記する。

(b) ×は次のことを示す。

「法律・条例」、「政令・省令・規則」又は「要綱その他」に交付の要件・手続の規定が十分でない場合。あるいは、「要綱その他」で行政処分性が前提とされていない場合。「要綱その他」は実務での扱いを含む。また、補助金に「社会福祉性」がない場合。さらに、行政側に「不服申立許容性」がない又は不服申立てに言及のない場合は×で表す。

(c) △は次のことを示す。

交付決定等について、「法律・条例」又は「政令・省令・規則」の根拠が 疑わしい場合は×で表すが、疑わしい場合でも、裁判所が根拠ありと認定し たならば、△で表す。

表 (交付決定等の判例整理)

(注記) それぞれのボックスの中は、次の項目を意味する。

法律・条例	政令・省令・ 規則	要綱その他	社会福祉性	不服申立 許容性	行政処分性
-------	--------------	-------	-------	-------------	-------

高知地判平成 28 年 4 月 26 日 TKC 文献番号 25543073 住民訴訟

×	○手続	○手続	×市町助成金	○要領で行政行為の扱い	×
---	-----	-----	--------	---	---

東京地判平成 27 年 12 月 15 日判時 2302 号 29 頁抗告訴訟 (後述)

×支給する旨	○事業・ 支給額 ○手続	×事業者 助成金	×	×
--------	-----------------	-------------	---	---

東京地判平成 27 年 2 月 24 日 TKC 文献番号 25524152 抗告訴訟

×支給する旨 ○要件	○要件・手続	×事業者 助成金	×	×
------------	--------	-------------	---	---

福岡高判平成23年9月8日裁判所ウェブサイト、原審福岡地判平成21年(行

ウ) 第24号	等裁判所ウェ	ブサイト抗智	与訴訟		
×返還の定め	○一般的補助 金交付規則	○手続	×	×行政処分 性の自白	×返還命令
東京地判平成	22年12月	10 日訟月 58	巻 7 号 2735	頁抗告訴訟((後述)
×「必要な 事業」	○事業の内 容	○手続	×事業者 助成金	×	×
大阪高判平成認訴訟)	な18年11月	8日裁判所ウ	ェブサイト抗	汽告訴訟(不 位	作為の違法確
×一般的 責務	×	○手続	×	×言及なし	×
名古屋地判平	区成 16 年 9 月	9日判夕119	96 号 50 頁抗	告訴訟(後述	
○要件・手続	○要件・手続	○手続	0	×不服申立 却下	0
神戸地判平成	₹16年1月2	0日裁判所ウ	ェブサイト抗	亢告訴訟 (後)	<u>术</u>)
○要件・手続	○要件・手続	○運用方針	×	×	0
大分地判平成	t 15年12月	22 日裁判所で	ウェブサイト	住民訴訟	
×	○一般的補助 金交付規則	×言及なし	×	×	×
最判平成 15	年9月4日判	タ 1138 号 6]	l 頁抗告訴訟	(後述)	
△「必要な 事業」	△事務の所轄	○要件・手続	0	×	0

東京地判平成12年2月24日裁判所ウェブサイト抗告訴訟

×「必要な 助成及び 援助」	○概括的要件	○要件・手続	×事業者助 成金	×言及なし	×

福岡高那覇支判平成5年12月9日訟月41巻1号1頁、原審那覇地判平成5年4月28日訟月41巻1号10頁抗告訴訟(後述)

×「必要 助成及び 援助」		○手続・教示	×事業者助 成金	○教示	×
---------------------	--	--------	-------------	-----	---

長崎地判平成 4 年 12 月 22 日訟月 39 巻 10 号 2040 頁抗告訴訟 (後述)

×「必要な 助成及び 援助」 ○要件	○要件・手続	×事業者 助成金	○要領で教示	×
-----------------------------	--------	-------------	--------	---

東京高判平成1年7月11日行集40卷7号925頁、原審東京地判昭和63年9月16日行集39巻9号859頁住民訴訟

× ○一般的補助 金交付規則	○要件・手続	×青少年団 体助成金	×	×
----------------	--------	---------------	---	---

名古屋地判昭和 59 年 12 月 26 日判タ 550 号 216 頁住民訴訟

× ○一般的補助 金交付規則	×言及なし	×	×	×
----------------	-------	---	---	---

福岡高判昭和 56 年 7 月 28 日行集 32 巻 7 号 1290 頁、原審福岡地判昭和 55 年 9 月 26 日行集 32 巻 7 号 1291 頁抗告訴訟 (不作為の違法確認訴訟) (後述)

△「必要な 措置」 ×	○要件・手続	0	×	0
----------------	--------	---	---	---

東京高判昭和 56 年 11 月 25 日行集 32 巻 11 号 2090 頁、東京地判昭和 56 年 6 月 26 日行集 32 巻 6 号 959 頁住民訴訟

×「必要な	×	×言及なし	×
-------	---	-------	---

東京高判昭和 55 年 7 月 28 日行集 31 巻 7 号 1558 頁、原審東京地判昭和 51 年 12 月 13 日行集 27 巻 11 · 12 号 1790 頁(摂津訴訟)

○補助金 適正化法	要件・手続	○事前協議等	×自治体 助成金	○補助金 適正化法	0
--------------	-------	--------	-------------	--------------	---

大阪高判昭和54年7月30日行集30巻7号1352 頁抗告訴訟(不作為の違法 確認訴訟)(保育所児童助成事件)(後述)

△「必要な 措置」 ×	○要件・手続	0	×言及なし	0
----------------	--------	---	-------	---

札幌高判昭和 44 年 4 月 17 日行集 20 巻 4 号 459 頁、原審釧路地判昭和 43 年 3 月 19 日行集 19 巻 3 号 408 頁抗告訴訟(後述)

○要件	○手続	○教示	×	○教示する 取扱	0
-----	-----	-----	---	-------------	---

参照判決: 仙台高判平成 28 年 1 月 20 日 TKC 文献番号 25542099、原審盛岡地 判平成 27 年 4 月 24 日 TKC 文献番号 25506273 抗告訴訟

ものとする ○要件・手続 ○手続・教示 ○ ○教示 ○		○要件・手続	○手続・教示	0	○教示	0
---------------------------------------	--	--------	--------	---	-----	---

4 判決からの行政処分性判断の要素抽出例

以下、表中の特徴的な判決を取り上げて紹介する。各判決の行政処分性判断の諸要素が表れている箇所を判旨から抜き出している。著者が判旨のどの部分を見て○×△を付けたか示すものである。

①東京地判平成27年12月15日抗告訴訟

障害者を雇用する事業者(原告)が、独立行政法人(被告)に対し、障害者雇用促進法律、施行規則により重度障害者等用住宅の賃借助成金について、被告の支給要領に基づき、受給資格の認定申請をしたが、不認定決定を受けた。原告が、不認定決定の取消し等を求めた事案である。

まず、障害者雇用促進法は、「当該助成金の具体的な支給手続については何らの定めも置いておらず、助成金の支給については、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って支給する旨を定めるのみである」。施行規則も、同法の助成金を重度障害者等通勤対策助成金とすること、同助成金を予算の範囲内で支給することだけ定めて、必要な事項は厚生労働大臣が定めることとしている。そして、厚生労働大臣の告示は具体的な支給額だけを定めて、被告が必要な事項を定めることとしている。

かくして、「受給資格の認定は、専ら被告の定める本件支給要領によって 規定された手続にすぎないことからすると」、同法が、受給資格の認定に係 る申請権を与え、行政庁が、申請権者の申請に応答するという手続を定めた とは解することができず、従って、認定・不認定の決定は行政処分ではない と判断した。

「本件支給要領は、法、施行規則及び本件告示に基づいて作成されたものであるものの、…、法、施行規則及び本件告示は、本件助成金の支給手続に関し、何らの具体的な定めを置いていないのであるから、本件支給要領が法等に基づいて作成されたものであることも、本件助成金の受給資格に係る認定又は不認定の決定が処分に当たると解する理由にはならない。」

行政処分性判断の要素の抽出としては、法律に具体的規定がなく (×)、 規則が事業や支給額を定め (○)、もっぱら要領が手続を定めている (○) 点を捉えた。

②東京地判平成22年12月10日抗告訴訟

株式会社が、労働局長による育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育 て支援助成金)の不支給決定の取消しを求めた事案である。

雇用保険法は、政府が、被保険者等の雇用安定のため必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うことができる旨を、また、事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨を定めている。これを受けて、雇用保険法施行規則は、育児・介護雇用安定等助成金を支給することとしている。

「雇用保険法施行規則の規定によって初めて育児・介護雇用安定等助成金支給の事業が定められ、また、その一つとして本件助成金(中小企業子育て支援助成金)支給の事業が定められている」。「雇用保険法は、育児・介護雇用安定等助成金支給の事業あるいは本件助成金支給の事業を実施することを定めた上でその事業の詳細の具体化を厚生労働省令に委任したものではなく、雇入れの促進等のために必要な事業として政府が必要性を認める何らかの事業を行うことができる権限を政府に付与した上で、政府が当該事業として特定の事業の実施を決定し、その具体化をするとともに、その実施に関して必要な基準を定めるについて、厚生労働省令をもってすることを求めたものであると解される。」

さらに、支給手続については、雇用保険法施行規則に何ら規定はなく、支 給要領(通達)で初めて定められている。

こうした本件助成金支給の法律関係は贈与契約に基づくものであって、 (不)支給決定は行政処分でないと判断した。

行政処分性判断の要素として、法律が政府に必要な事業を行う権限を付与し(×)、規則が支給の事業を定め(○)、要領で初めて手続を定めている(○) 点を捉えた。

③名古屋地判平成16年9月9日抗告訴訟

本件は、原告が、市乳幼児医療費助成条例に基づく乳幼児医療費の助成を受けていたところ、被告から、原告の所得が所得制限に係る限度額を上回ることを理由に、本件助成について「資格喪失のお知らせ」の送付を受けたため、原告が取消しを求めた抗告訴訟である。

本件条例上、乳幼児医療費助成制度は乳幼児の福祉増進を目的とし、被助成者の範囲、その所得限度額、所得の範囲、所得の計算方法などの要件を一義的明確に規定され、提出された医療証交付申請書を被告は審査の上、規則の定めるところにより有資格と認めた場合、医療証を交付すると定められている。資格を有しない場合の応答方法については本件条例及び本件細則で明定されていないが、更新の際に資格喪失を通知する運用がなされていたこと、本件条例及び本件細則には不服申立手続について格別の定めはないことを認定する。

また、本件助成は、乳幼児全体を対象とし、大量反復して行われることが 予定されているとする。

そして、本件条例は「医療証を交付する」ものと定め、「医療証を交付することができる」と表現せず、被告の任意に委ねていない。仮に、私法上の契約関係と把握すると、被告は要件充足の有無にかかわらず、本件助成の付与について自由に決定できてしまうと述べる。

かくして、条例に基づく乳幼児医療費助成制度の法律関係について、個別の申込みと被告による承諾の一致といった私法上の契約関係でなく、「被告による要件審査に基づく一方的な被助成資格の認定(ないし不認定)と見るべきであり、したがって、本件通知は、行政処分に当たる」と判断した。

行政処分性判断の要素として、条例が支給要件を明確に定め(○)、規則が要件・手続を定め(○)、運用で資格喪失通知がなされており(○)、社会福祉性がある(○)点を捉えた。

④神戸地判平成16年1月20日抗告訴訟

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法による交付金の請求について一部のみ認めた決定に対して、取消し等を求めた事案である。

「制度の仕組みにかんがみれば、一般旅客定期航路事業を営む者が…所定の交付要件を具備するときは、所定の交付金の交付を受けることができるという抽象的な地位が与えられ、その者が具体的に交付金の交付を受けるためには、被告に交付金の申請をし、所定の交付要件を具備していることの確認を受けなければならず、被告の交付金決定によって初めて具体的な交付金請求権を取得する」と述べる。

かくして、被告による交付又は不交付の決定は、事業者の権利に直接影響 を及ぼす効果を有するゆえ、行政処分に当たると判断した。

行政処分性判断の要素として、法律と施行令・省令に交付の要件・手続が 規定され(○)、通達通知で解釈されている(○) 点を捉えた。本判決は、 特殊法人が交付主体であるものの、行政処分性を肯定した。また、ほぼ具体 的に法律が要件や手続を規定しているため、社会福祉的な給付ではないが、 行政処分性を認めやすかった事例である。

⑤最判平成15年9月4日抗告訴訟(労災就学援護費事件)(原判決破棄)

学資にかかる労災就学援護費の支給申請に対する労働基準監督署長の不支給決定について取消しを求めた事案である。労災就学援護費の(不)支給決定は、労働者災害補償保険法を「根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり」、被災労働者又は遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するから、行政処分であると判断した。

法構造に関しては、労働者災害補償保険法が「政府は、労働福祉事業として、遺族の就学の援護等、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると」、また「労働福祉事業の実施に関して必要な

14 京女法学 第12号

基準は労働省令で定めると規定している」。労働省令である労働者災害補償保険法施行規則は、「労災就学援護費の支給に関する事務は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。」そして、労働省労働基準局長通達・労災就学等援護費支給要綱は、「労災就学援護費の支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、支給手続等を定めており、所定の要件を具備する者に対し、所定額の労災就学援護費を支給すること、労災就学援護費の支給を受けようとする者は、労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならず、同署長は、同申請書を受け取ったときは、支給、不支給等を決定し、その旨を申請者に通知しなければならないこととされている。」

行政処分性判断の要素として、法律が援護事業を行うことができると規定 し、必要な基準を省令に委ね(△)、規則が支給事務の管轄を定め(△)、要 綱が要件・手続を定め(○)、社会福祉性のある(○) 点を捉えた。

⑥福岡高那覇支判平成 5 年 12 月 9 日、原審那覇地判平成 5 年 4 月 28 日抗告訴訟

公共職業安定所長により地域雇用特別奨励金の不支給決定を受けた有限会 社が、取消しを求めた事案である。

地域雇用開発等促進法あるいは雇用保険法には、「特別奨励金の支給制度について何らの規定も置かれておらず、特別奨励金の支給・不支給決定に処分性を認める趣旨の規定は全く存在しないといわざるを得ないし、右二法が労働省令に委任している事項も、ある事業所の事業が雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資するかどうかの基準及び雇用改善事業の実施に関する基準にすぎないから、雇用改善事業として一定の事業を行うことを前提としてその具体的内容や手続等を委任しているわけではなく、右二法と規則とが一体となって特別奨励金の支給・不支給決定に処分性を付与しているとみる余地もない」とする。

「したがって、特別奨励金の支給制度は、行政庁で内部的に雇用改善事業の内容を定めた規則及び規則の規定を受けて地域雇用開発助成金の支給に当たって適正な事務処理がなされるよう手続の細則を示達した通達により創設的に規定されたもの」と述べる。

かくして、特別奨励金の不支給決定は、行政処分ではないと判断した。

行政処分性判断の要素として、法律が必要な助成・援助を行うとだけ規定 し(×)、規則が初めて制度及び概括的要件を定め(○)、通達が具体的な手 続を定めている(○) 点を捉えた。

本判決と最判平成 15 年労災就学援護費事件とは真逆の結論である。法構造としては、本事案のほうが、規則で要件が定められている点、規定が整っているように思うが、法律は特定の助成制度を委任していないとされた。

⑦長崎地判平成4年12月22日抗告訴訟

本判決は、雇用保険法施行規則に基づく受給資格決定・支給決定の行政処分性を否定する。本件助成金について、雇用保険法及び地域雇用開発等促進法において「必要な助成及び援助」を行う旨だけ定めている。本事案では、施行規則の規定の他に、要領(通達)に基づき審査請求(行政不服審査法)ができる旨の教示がなされていたが、手続等を規則に委任する趣旨の規定が法律にはなかった。本件規則は、「事業の担当行政庁として、内部的に事業の内容を定めたにすぎないものというべきであり、また、要領は、右規則の規定を受けて、各助成金の支給が適正に行われるように、事務を執行する上での内部的手続の細則を定めたにすぎないもの」であって、「規則や要領によって、本件各助成金の受給資格決定及び支給決定に処分性が付与されるものではない」と判断した。

行政処分性判断の要素として、法律が必要な助成・援助を行うとだけ規定 し(×)、規則が奨励金制度と要件を定め(○)、要領が要件・手続を定めて いる(○) 点を捉えた。 ⑧福岡高判昭和56年7月28日、原審福岡地判昭和55年9月26日抗告訴訟 (不作為の違法確認訴訟)

市進学奨励金及び入学支度金支給要綱に基づき進学奨励金等の交付申請をなした者が提起した不作為の違法確認訴訟である。

要綱以外に、直接本件申請の手続、要件を定めた法令はない。

行政処分性は「法形式的な規定のしかただけで決することなく、本件要綱が窮極的に依拠する同対法 [同和対策事業特別措置法] とその基盤となる同対審答申等によって右給付の制度全体を観察し、同要綱に定めた右給付に関する規定の内容と従来の行政実務における取扱いの実状をも参酌して、同要綱に基づいてなされた申請に対して、被告が行政庁としての応答義務を負う法制度があると評価できる場合においては」「被告の応答 (支給するか否かの決定) は処分性を有する」と述べる。そして、「支給するか否かの決定は、受給申請者の法的利益を実現するか否かの法的効果を直接かつ一方的に生じさせるもので、かつ、その決定に際し、恣意的な判断(選択)が許されるわけではないことからすれば、受給申請者の申請に対して被告がなすべき応答(支給するか否かの決定)は、まさしく行政処分としての決定」であると判断した。

行政処分性判断の要素としては、要綱にしか要件・手続の定めがない(○) ものの、本件給付制度が、法律(同対法)に基づく同和対策事業の具体化で あるとし(△)、社会福祉性のある(○)点を捉えた。

⑨大阪高判昭和54年7月30日抗告訴訟(不作為の違法確認訴訟)(原判決 取消)

保育所児童服装品および保育用品購入費助成金の支給申請につき、市長がなんら処分をしないことにかかる不作為の違法確認訴訟である。

本件申請の手続、要件について、要綱の他、直接定めた法規は存在しないとする。

要綱に基づく給付手続の場合、支給・不支給の決定が行政処分であるかは、 「単にその規定の仕方が規則、形式に適つているかどうかだけで決すること はできず、右申請制度を含めた本件給付制度の総体について、その制度の趣 旨、目的を探り、そこから該申請に対し、被控訴人が行政庁として応答をな すべきことが一般法理上義務付けられると認められる場合においては、本件 申請(制度)は、行訴法三条五項にいう『法令に基づく申請(制度)』となり、 これに対する被控訴人の応答(支給・不支給の決定)は自ずと処分性を具備 する」と述べる。

そして、「本件給付制度は、同対法に定める同和対策事業を具体化したも のとして、同法に根拠を置くと | 解し、応答(支給・不支給の決定)は、行 政処分であると判断した。

行政処分性判断の要素として、要綱(○)の他に法規はないが、本制度が 法律(同対法)を具体化したものとし(△)、社会福祉性のある(○)点を 捉えた。

⑩札幌高判昭和44年4月17日、原審釧路地判昭和43年3月19日抗告訴訟 企業がした釧路市工場誘致条例による奨励金交付申請に対し、市長が行っ た却下処分を取消すことを求めた事案である。

本件条例は、助成方法の種類、奨励金交付の対象、交付額の算定基準およ び交付期間を規定し、また、奨励金の返還命令、市長による調査権限、助成 対象者の報告義務を規定している。同施行規則は、「申請」について定め、 市長による審査を規定している。さらに、異議の申立てができる旨を教示す る取扱をしている。

本件条例は、「実質においては贈与の性質をもつ債権債務関係を成立せし めるに過ぎないものであり、公権力の発動の実体を伴わない形式的行政処分 であつても、条例による規制に服し、条例の規定によつて法的統制の実効性 が保障されているものである以上」、奨励金交付申請却下の決定は、行政処

分に当たると判断した。

この控訴審判決は、原判決とほぼ同じ理由付けである。

行政処分性判断の要素として、条例が要件を定め (○)、規則が手続を定め (○)、不服申立ての教示をする取扱をしている (○) 点を捉えた。形式的行政処分性を認定した判決であるが、条例が制度を整備している事案であった。

5 申請権と要件・手続

判例の整理をしてきたが、まず、支給を行う「ものとする」、交付「する」 等の文言で規定されている補助金の場合、申請権や権利を認めているとして、 行政処分性の肯定につながるか考えたい。

例えば、名古屋地判平成16年9月9日(表中)のように、「交付することができる」ではなく、「交付する」という文言が使われている。この場合、市長の裁量は狭いことを示しているのであって、市長の応答義務及び申請者の申請権を肯定する一要素となり得よう²⁴。

反対に、浦和地判平成5年10月18日判タ863号193頁住民訴訟は、行政 処分性を否定している(ただし、当事案では、「交付する」は規則・要綱の 文言である)。

さて、補助金交付についての学説において次の指摘がされている。

「補助制度の中には、補助等の根拠法に『補助するものとする』あるいは『負担する』等と規定されているものがあるが」、このような法律の規定により、「直ちに、国は補助事業者に対して補助すべきことあるいは負担すべきことを義務付けられるものとは解されない。すなわち、これらの規定により、直接に補助金等の交付を受ける具体的な権利が相手方に発生しているものとはいえないのである。」 ⁽⁵⁾

これはつまり、「ものとする」等といった文言規定であっても、いくらか

行政側に裁量はあるはずであって、権利を認めたとは即断しがたいということである。

確かに、条例が制定されているならば、申請権が保障され、そして、「手続規定…において交付申請に対する行政庁の応答を行政処分として定めている場合には、申請に対する応答のないときに、不作為に対する不服申立て及び違法確認訴訟の途が開かれる」⁽²⁶⁾。しかし、申請権が保障されるというのは、いずれにせよ要件と手続が整備されていることが前提であろう。ゆえに、申請権が保障されているというのは、行政処分性を肯定する結論に近いのであって、行政処分性を判定する基準としては即効性がない。むしろ、行政処分性の判定基準としては、要件とか手続とかいった物差しのほうが直截である。

しかしまた、要件と手続の比重についても、手続重視的傾向(行政処分性 肯定の論拠として実体要件よりも手続を基準とする傾向)がいくつかの裁判 例で見られるのである(東京地判平成27年12月15日(表中)、東京地判平 成27年2月24日(表中)^四、大阪高判平成18年11月8日(表中)がある)。 交付の要件を、例え行政が策定したとしても、それは私法上の約款と区別し にくいため、行政処分性の論拠とはみなし難いということであろうか。

6 規則十分説

補助金適正化法に相当する条例が制定されている場合、「交付決定等の行政処分性を肯定してよい」であろう。つまり、「個別の補助金等に限定した条例が、交付決定、助成金の額の確定、交付決定の取消し、返還命令などを定めている場合も、行政処分性が肯定されてよい」であろう²⁸。

さらに突っ込んで、地方公共団体の場合、条例の委任なくして、長の規則により補助金交付の根拠を与えることができるとする学説がある^図。すなわち、「規則の制定権者である地方公共団体の長は、その住民により直接選挙

されるのであって(憲法 93 条 2 項)、内閣及び各省大臣の場合に比して、民主的正当化が、より直接的なものになっている」から、「地方公共団体の補助金の交付の根拠は、条例又は規則のいずれかによって定められることで足り、かつ、規則で定める場合に、条例の委任は必要でない」からであるという 50 。

しかし、判例を見る限り、この規則十分説は採用されていないようである。 例えば、大分地判平成 15 年 12 月 22 日 (表中) は、本件補助金交付規則 が条例等の委任に基づいていないということから、本件規則は「事務執行上 の手続を定めた内部的な規則にすぎない」とする(その他にも、東京高判平 成 1 年 7 月 11 日 (表中)、名古屋地判昭和 59 年 12 月 26 日 (表中)、東京地 判昭和 56 年 6 月 26 日 (表中))。

7 大量反復性

名古屋地判平成16年9月9日(表中)は交付決定の大量反復性のケースであり、次のように行政処分性を肯定している⁽³⁾。

「仮に本件通知の行政処分性を否定すると、被助成資格を有しながら本件助成を拒否された申請者は、せいぜい平等原則違反を理由として事後的に民事上の損害賠償請求をするほかないが、本件の乳幼児医療費助成制度のように大量かつ反復的な処理を行うものにあっては、この救済方法はあまりに迂遠に過ぎるといわざるを得ず、かえって、乳幼児の医療費助成を通じてその福祉の増進を図るという目的に照らせば、端的に行政処分性を認めて抗告訴訟による救済を図るのが相当と解される。」

この判旨は、救済のための形式的行政処分間の可能性を匂わせている。

大量反復的決定の場合、行政処分性肯定につながり得る要因となるか考察 してみたい。大量反復的な決定を行う行政は、条例、規則、行政規則等で決 定手続を整備しており、又は整備すべきであり、同手続における行政裁量は 狭いはずである。その反射として、平等、比例、機械的な判断を求める申請 人の期待は高まるのであり、その期待が法的利益となる可能性は高まるであ ろう。それが権利にまで高まるとすると(つまり、権利確定行為が認められ る)、行政処分性肯定の論拠の1つとなり得る。

この点、行政による給付行為は、大量に発生する法律関係を明確化し、統一性をもって処理するため、(形式的)行政処分の法理を用いようとしているとする説もある⁽³³⁾。

確かに、「行政側が約款のような基準を決めれば同じ目的を達成できるのであるから」「特殊な抗告訴訟によらせる合理的な理由」はないという批判(阿部泰隆氏)がある。しかし、同氏も、民事法と比較して抗告訴訟による救済の長所は認めている⁵⁴。

ともあれ、大量反復的決定は事実を示すもので、法的にどう評価するかは 別問題である。よって、大量反復性は行政処分性判定にとって重要ではある が、法的に直截な指標ではない。

8 委任の基準

規則に要件・手続の規定がある場合、法律の委任を受けての規則であるのかどうかが、判例上、行政処分性を判定する際に審査されている。当然、法律の委任で制定された規則は、法律に取り込まれ、当該規則に基づく交付決定は、法律の根拠を有することとなって、行政処分性肯定の一要素を形成する。

東京地判平成12年2月24日(表中)はまさに、「法律や条例の委任がなく、単に行政庁の内部の規則だけで補助金の交付・不交付の決定に処分性を付与することはできないものと解される」としている⁵⁵⁰。長崎地判平成4年12月22日(表中)も、委任がないということで、規則・要領に基づく支給決定の行政処分性を否定した⁵⁵⁰。つまり、法律・条例による委任がなかったと

いうことである。

東京地判平成12年の事案は同じ抗告訴訟であるが、法制度の仕組み(法律、規則、通達・要綱の関係)の点で最判平成15年9月4日(表中)労災就学援護費事件の事案とかなり似ている。しかし、両判決の結論は分かれており、前者が行政処分を否定し、後者が肯定している。同様のものとして、福岡高判昭和56年7月28日(表中)、原審福岡地判昭和55年9月26日(表中)も、法律条例に規則等への委任がないにもかかわらず、鷹揚に行政処分性を肯定している。

東京地判平成22年12月10日(表中)は、明晰な整理方法を提示する素 材として有意義である。例えば、同判旨は、「実施する事業の具体的内容を どのようなものとするか(金員の支給をするのか、他の施策によるのか)、 どのような仕組みでその事業を実施するかといったことを含め、雇入れの促 進等のために必要な事業として実施する事業の内容は、法律の規定では何ら 定められることはなく、その具体化の一切が厚生労働省令にゆだねられたも の」としている。これは、法律が具体的な事業ができる旨の規定を置いてい るというよりも、何か事業をしてよい旨の規定を設けているに過ぎないとい わんとするものである。つまり、法律と規則とは切断されると解されている のである。同判旨では⁸⁷、特徴的な用語法として、委任と権限付与とが使い 分けられていて、同事案では政府への委任ではなく権限付与にすぎないとさ れている。この用語法が意味するのは、委任=法律と規則の一体化、権限付 与=法律と規則の分断、ということであろう。前者ならば、規則に基づく交 付決定の行政処分性を肯定する要素となる一方、後者ではそうならないとい う意である。この区分論は、東京地判平成12年2月24日(表中)と最判平 成15年9月4日(表中)が結論を異にしたこと(上述)をも説明するキーワー ドにできそうである。

さらに、東京地判平成22年(表中)は、事業者への助成金であることから、最判平成15年(表中)とは事案を異にするとも言及する。最判平成15

年は労働者等個人への助成である。これに加えて、東京地判平成22年は、最判平成15年に関して労働者災害補償保険法が「労働福祉事業として、遺族の就学の援護等を図るために必要な事業を行うことができると規定」しているにすぎないものの、「労災就学援護費の支給が労働福祉事業として行われること自体は既に前提となっている」と理解する。このようにして、同地判は、雇用保険法が特定の事業を前提としていない同事案と最判平成15年就学援護費事件の事案との違いを際立たせようとしている。しかし、この差異は決定的には見えない。東京地判平成22年を正当化するならば、やはり同事案は事業者への補助金である一方、最判平成15年は個人への支給であること、また、同事案に社会福祉性のないことが、行政処分性否定につながったのではないかと思われる。

この点、表からうかがえるのは、支給制度の社会福祉性がある事案では、 行政処分性が導かれる傾向があることだ。もちろん、社会福祉性が行政処分 性肯定の決定的要因というのは乱暴である。しかし、制度の法構造を検討し て行政処分性の肯定否定を決しがたい場合、最後に行政処分性肯定のために 社会福祉性が考慮されているのではないかと推察される。

9 不服申立ての許容性

表を見て気付くことは、一見、不服申立ての許容性と行政処分性の肯定が連動していないことである。他方、災害弔慰金の判例⁵⁸には連動が見られる(表の参照判決)。理由を考えてみよう。まず、不服申立てが法定されていれば(補助金適正化法など)、当然、交付決定の行政処分性は肯定されるので⁵⁹、そのことが裁判で争われることは少ないことから、結果、判例として蓄積されないと考えられる。しかし、問題は要綱その他で不服申立てが許容されている場合、交付決定を行政処分であると導くことができるか否かである。例えば、長崎地判平成4年12月22日(表中)は、不服申立ての教示があった

にもかかわらず、行政処分性を否定した。理由は、法律・条例による委任が なかったからである。不服申立ての教示が、法律の根拠なく事実上行われて いたにすぎないという理解であろう。

行政処分たるには、厳格な要件を満たさなくてはならない。権利の確定性、 法律の根拠や直接性の有無である。微妙な判断を要することが多いと思われる。それならば、不服申立ての対象であると行政が考えていたことは、判断 材料として考慮してよいであろうか。両当事者が支給決定を行政処分と考えていたならば、裁判所が事後にこれを行政処分でないとして、両当事者の司法的解決を求める期待を裏切る恐れがある。ともあれ、補助金交付分野では決定的な指標がないのだから、行政処分でないことが明らである場合はもちろん、相当な場合に限られるべきとする説も考えられる⁽⁴⁰⁾。

この点、公的資金支給申請について行政側が不支給決定をしたことによる 不服申立てについて、行政側がこれを棄却した場合、行政側としては行政処 分であることを認めているといえる⁽⁴¹⁾。

これに対して、行政処分性の有無については、自白の対象でないとする裁判例がある(福岡高判平成23年9月8日(表中)、原審福岡地判平成21年(行ウ)第24号等(表中))。政務調査費の返還命令決定が行政処分であるという市長側の自白を採用しなかった事案である。理由として、法律条例に市長の返還命令の根拠規定がなく、施行規程や要領をあわせ見ても市長による収支報告書の審査規定や返還命令の効力規定がないことが挙げられている。

本判決は、両当事者の司法的救済に対する期待を裏切る結論のように見える。しかし、原告は、「本来、政務調査費の返還請求については、任意の催告又は民事訴訟によるべきであるが、被告は、本件命令を行い、これに基づいて、本件相殺を行うなどしているから、本件命令を取り消す必要がある」と述べている。この主張からすれば、原告は抗告訴訟による救済にこだわっていないようである。もともと、この事案において、抗告訴訟による救済を期待する利益はあまり強くはなかったのである。

別の事案で、高知県会計事務処理要領には、補助金等の交付決定を行政行為であると明記していたが、次のように補助金交付決定の行政処分性は否定された⁴²。

本件補助金交付決定は、「各市及び各町に対してしたものであるから、直接国民の権利義務を変動させるものであるとはいえない。そうすると、高知県会計事務処理要領(…)に『補助金及び相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるものの交付決定は契約行為ではなく行政行為ですので、その前提として申請行為が必要となります。』と記載されていたとしても、本件補助金交付決定は、同号において取消しの対象となる『行政処分たる当該行為』であるとはいえない。」

これも、すなわち、自白の対象とならないという考えと同根であろう。

少なくとも、行政だけが支給決定の行政処分性を主張しつつ、申請人がこれに納得せず、不服申立てをしなかったり、申立期間を徒過したりした場合には、行政処分を前提とする司法的解決を期待する利益は強くない。

要綱等で不服申し立てが許容されてはいるが、法律の根拠が疑わしい場合において、両当事者の司法救済への期待に応えるかどうかは、結局、抗告訴訟による救済を要するかという視点が重みを増すだろう。その場合、実効的な権利救済が必要かどうかが基準の1つとなる。また、裁判例では、公法上の法律関係に関する確認の訴えで審理したり(東京地判平成27年12月15日(表中))⁶³、民事訴訟による審理をしたり(福岡高判平成23年9月8日(表中)、原審福岡地判平成21年(行ウ)第24号等(表中))⁶⁴、あるいは国家賠償の審理をしたり(東京地判平成22年12月10日(表中)、東京地判昭和55年7月28日(表中)・原審東京地判昭和51年12月13日(表中))するものが見られ、司法的救済の途を閉ざしているわけでなく、問題性は大きくはならないように処理されているともいえよう。

おわりに

補助金の交付決定の行政処分性判定に当たって、申請権の有無、大量反復性、委任の有無、相応の要件・手続など考慮する事項は多岐にわたる。この点、一般に行政処分であるかどうかを判断する際、不服申立ての許容性はその審査が比較的容易である。また、不服申立ての許容は行政処分性を肯定し得る⁴⁶³事由の中でも、法的に直截なものである。そこで、思考のプロセスとして、まず不服申立ての許容性を審査し、これで行政処分性の肯定にまで至らなければ、申請権・要件・手続の規定等の観点で幅広い審査をしたほうが思考経済的である⁴⁶⁰。その際、申請のための要件と手続では、後者の有無の審査を重視する裁判例があることは留意されるべきである。

本稿で採用した不服申立ての許容⁽⁴⁷⁾という用語は意義深いものである。というのは、不服申立てが許容されていることが重要であって、条文に規定されている必要はないと読み込むことができるからである。この点、補助金適正化法は不服申出を地方自治体にのみ明文で規定しているが、解釈で私人も交付決定について不服申立てをすることができるとされている⁽⁴⁸⁾。これも、不服申立許容の範疇であろう。私人の不服申立てが当然予定されていると考えられるからである。

次に、法令・規則・要綱その他が同じような構造の事案でも、行政処分性の判断が分かれたのは、当該補助金の交付先が団体・法人か個人か、また補助金の目的が社会福祉的なものか否かが、行政処分性の判断に影響したからであると解される。例えば、最判平成15年9月4日(表中)が行政処分性を肯定したのは、助成が社会福祉的であったことが要因の1つであり、このことが他事例と区別し得る点でなかろうか。

本稿は判例の整理とその傾向分析という二兎を追ったため、舌足らずになったところがある。さらに今後の研究テーマとしたい。

注

- (1) 阿部泰隆『行政法再入門(上)第2版』(信山社、2016年)101頁。その他にも、小滝敏之『補助金適正化法解説増補第2版——補助金行政の法理と実務——』(全国会計職員協会、2016年)138頁、成田頼明「非権力行政の法律問題」公法研究28号151頁。
- (2) 参照、槇重博「行政判例研究 131」自治研究 46 巻 11 号 148 頁以下、白井皓喜「取消し、 無効確認請求 (2 号請求) の対象」民商法雑誌 93 巻 2 号 241 頁、同「市街地再開発事業補助金違法事件(愛知県・岡崎市)」判例地方自治 18 号 85 頁。
- (3) 寺田友子「青少年団体補助金交付決定取消等請求住民訴訟事件(東村山市)」判例地 方自治 66 号 37 頁、川内劦「二号請求の『行政処分』概念と補助金交付決定」修道法 学 11 巻 2 号 291 頁。
- (4) 村上武則「私人に対する補助金行政の法律問題 (1)」広島大学政経論叢 24 巻 4・5 号 88 頁。
- (5)参照、小滝・前掲書20頁以下。
- (6) 塩野宏「資金交付行政の法律問題――資金交付行政と法律の根拠――」『行政過程と その統制』(有斐閣、1989年) 40頁。
- (7) 碓井光明『公的資金助成法精義』(信山社、2007年)16頁。同意見として、神山智美「補助金返還訴訟に関する一考察——補助金の返還プロセスおよび返還金の負担者に関して——」富大経済論集62巻2号。「公行政主体によって、特定の公共目的の促進のために、私人又は他の行政主体に対して給付される、無償の金銭的給付」とする定義もある。碓井光明「補助金」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法大系第10巻』(有斐閣、1984年)225頁以下。
- (8) 碓井・前掲「補助金 | 226 頁。
- (9) 社会保障とは、「生活上の様々な困難に直面した国民に対し、その生活を健やかで安心できるものにするため、国家(国及び地方公共団体)の責任(公的責任)で生活保障の給付を行う制度である」。堀勝洋『社会保障法総論第2版』(東京大学出版会、2004年)3頁。同著は、生活困難者への給付制度の法(=社会保障法)であることを強調している。同111頁。
- (10) 塩野・前掲『行政過程』 42 頁以下。
- (11) 碓井·前掲「補助金」226 頁。
- (12) 神山・前掲 59 頁。最判平成 15 年 9 月 4 日 (表中) 労災就学援護費の事案もそうであるう。
- (13) ちなみに、堀・前掲書 115 頁以下によると、「教育法も社会保障法と同じく国民に給

付を行うが、社会保障法の給付は人間の生存や生活を保障するのに対し、教育法は教育という人間の文化的側面にかかわるサービスを提供する点で異なる。」そして、教育権の保障例として、就学の奨励が挙げられている。

- (14) 村上・前掲 91 頁は、個人に対する支給も補助金に入るとする。
- (15) 参照、碓井光明「補助金の法律問題」成田頼明編『行政法の争点(新版)』(有斐閣、1990年)328頁、碓井・前掲「補助金」239頁、山村恒年「抗告訴訟の対象となる行政処分(9)」民商法雑誌60巻3号400頁、小滝・前掲書110頁、112頁。
- (16) 小滝・前掲書 123 頁。
- (17) 槇重博『現代行政法の諸問題』(有斐閣、1980年) 254頁。
- (18) 山田幸男『行政法の展開と市民法』(有斐閣、1961年) 341頁。
- (19) 成田・前掲 151 頁。
- (20) 塩野宏「補助金請求権の性質」田中二郎・雄川一郎『行政法演習 I』(有斐閣、1963年) 14頁、塩野宏「補助金交付決定をめぐる若干の問題点」『法治主義の諸相』(有斐閣、 2001年) 201頁、山村・前掲 398頁。参照、碓井・前掲「補助金」239頁以下、槇・ 前掲 148頁以下、小滝・前掲書 93頁。
- (21) 形式的行政処分であるとする説が有力である。参照、碓井·前掲『争点』329 頁、小滝·前掲書 112 頁、村上武則「給付行政の諸問題」雄川・塩野・園部編『現代行政法大系第1巻』(有斐閣、1983年)115 頁、池田敏雄「形式的行政行為」成田頼明編『行政法の争点(新版)』(有斐閣、1990年)62 頁。
- (22) 参照、碓井・前掲書『公的資金』188 頁、阿部泰隆『行政法再入門(下)第 2 版』(信 山社、2016 年)93 頁。
- (23) 交付決定等の行政処分性は条例の根拠で足り、法律の授権は不要であると解されるので、法律と条例をひとまとめの基準要素にしている。参照、碓井・前掲書『公的資金』 193 頁。
- 24 災害弔慰金条例の事案で、釜石市災害弔慰金条例3条(仙台高判平成28年1月20日 (表中)、原審盛岡地判平成27年4月24日(表中))も同じ思考法をとる。
- 四 大鹿幸宏編『補助金等適正化法講義』(大蔵財務協会、2011年)51頁以下。
- 26 碓井光明「地方公共団体の補助金交付をめぐる法律問題(上)」自治研究 56 巻 6 号 32 頁。
- (27) 東京地判平成27年2月24日によると、「給付行政に係る行為は、本来非権力的なものであるから、当該行為の根拠となる法律が、行政上の要請に鑑み、特にこれを行政処分として構成することとして手続を置く等、その規定の文言・趣旨・制度の構造から、これを行政処分としたものと認められる場合にのみ当該行為は行政処分性を有するも

- のと解するのが相当である。」この判旨部分では、行政処分性判定について実体要件 が尊重されていない。
- (28) 碓井・前掲書『公的資金』181頁。
- (29) 碓井・前掲「補助金 | 235頁。
- (30) 碓井·前掲自治研究 29 頁。参照、碓井·前掲『争点』 328 頁。
- (31) 国分寺訴訟第1審もこれに近い。「毎年度大量に発生する補助金等の債権債務関係について、あたかも通常の私法上の債権債務と同様の方法によつて交付額等を具体的に確定することが許されるとすれば、補助金等交付の迅速性、公平性、統一性が損なわれ、予算の編成、執行に支障を及ぼすばかりでなく、補助事業者等にとつても補助事業等の継続が困難となる等の不都合が考えられ、決して合理的ではない。このために適正化法は…交付申請とこれに基づく交付決定という特別の手続を定めたのである。」東京地判昭和55年3月4日行集31巻3号353頁、控訴審東京高判昭和57年9月14日行集33巻9号1789頁国分寺訴訟。その他、東京地判昭和51年12月13日(表中)、控訴審東京高判昭和55年7月28日(表中) 摂津訴訟。
- (32) 参照、兼子仁『自治体・住民の法律入門』(岩波書店、2001年) 129 頁、室井力「条例と要綱」『行政の民主的統制と行政法』(日本評論社、1989年) 112 頁。参照、大橋洋一『行政法 I 第 3 版』(有斐閣、2016年) 254 頁。
- (33) 雄川一郎「現代における行政と法」雄川一郎・高柳信一編『現代の行政』(岩波書店、1966年) 18 頁。
- (34) 阿部・前掲書(上) 48 頁、101 頁。
- (35) 同旨、東京地判平成12年3月23日裁判所ウェブサイト住民訴訟。
- (36) 委任の基準の可能性に言及するものとして、碓井・前掲書『公的資金』184頁。
- (37) 「雇用保険法は、育児・介護雇用安定等助成金支給の事業あるいは本件助成金支給の事業を実施することを定めた上でその事業の詳細の具体化を厚生労働省令に委任したものではなく、雇入れの促進等のために必要な事業として政府が必要性を認める何らかの事業を行うことができる権限を政府に付与した」。類似の判旨として、東京地判昭和56年6月26日(表中)。
- (38) 参照、松塚晋輔「災害弔慰金の不支給決定処分の取消訴訟——盛岡地判平成 27 年 4 月 24 日、仙台高判平成 28 年 1 月 20 日の研究——」京女法学 11 号 176 頁以下。
- (39) 例、東京地判平成27年12月14日TKC文献番号25532322、東京高判昭和55年7月28日(表中)、原審東京地判昭和51年12月13日(表中)摂津訴訟。学説として、塩野・前掲書『法治主義の諸相』178頁。
- (40) 参考までに、勧告について処分庁ですら処分として扱っていれば、「合意管轄と同じ

30 京女法学 第12号

で抗告訴訟を許容すべきである」とするものとして、阿部・前掲書(下)96頁。

- (41) 災害弔慰金の事例として、仙台高判平成28年1月20日(表中)、原審盛岡地判平成27年4月24日(表中)は、行政が不服申立てを却下でなく棄却していた事案であった。 評釈として、松塚・前掲171頁以下。
- (42) 高知地判平成28年4月26日(表中)。
- (43) 本判決は、確認の利益は認めた点、「私法への逃避を防ぐ解釈」であると評価するものとして、阿部・前掲書(下)94頁。当事者訴訟説を支持するものとして、原田尚彦 『新版地方自治の法としくみ』(学陽書房、2003年)199頁以下。
- (44) 言及するものとして、大阪高判平成 18年 11 月 8日 (表中)。
- (45) 通説である。南博方原編著『条解行政事件訴訟法第4版』(弘文堂、2014年) 44頁(高 橋滋執筆部分)。
- (46) この思考プロセスが、災害弔慰金の判例に妥当することを示したものとして、松塚・ 前掲 181 頁。
- (47) この用語は、碓井・前掲書『公的資金』185 頁から借用している。
- (48) 通説である。福田淳一『補助金等適正化法講義』(大蔵財務協会、2007年) 124頁、 大鹿・前掲書 126頁、小滝・前掲書 344頁。